

平成19年6月18日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

社団法人 信託協会

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行等に伴う関係内閣府令案」に関する意見について

標記につきまして、下記のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

金融商品取引法（金商法）第2条第1項第10号に規定される投資信託の受益証券、同項第13号に規定される特定目的信託の受益証券、同項第14号に規定される受益証券発行信託の受益証券及び同条第2項第1号に規定される信託の受益権のうち、募集又は売出しに該当し同法第2章の適用を受ける信託について、発行者は有価証券届出書及び有価証券報告書を提出する必要がある。有価証券届出書及び有価証券報告書を提出する場合にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（財務諸表等規則）に従って財務諸表を作成する必要があるが、従来から証券取引法の有価証券であった投資信託及び特定目的信託の受益証券については、財務諸表等規則第2条の2に規定の通り、投資信託財産計算規則または特定目的信託財産計算規則に従うものとされている。

一方、公表された財務諸表等規則案では、金商法において新たに有価証券とされた受益証券発行信託の受益証券及び（一般の）信託の受益権については、特段の規定が設けられていない。

信託の受益権については、既に信託業法等において受託者には受益者に対する相対の開示義務が課され、これに基づいた書面交付によって十分な受益者保護が図られてきたところであり、1項有価証券とは異なりその流通性が制約されていることから本来これ以上の規制の強化は不要であり、かかる規制を課すことは、むしろ受益者の利益を損なうことにつながるものとする。また、信託において、貸借対照表や損益計算書における表示の区分（例えば、「売上高、売上原価、販売費及び一般管理費」）や元本の表示（「資本金、資本剰余金、利益剰余金」）などについて、企業会計と同様の方法によっては作成不可能であることから、これらについても財務諸表規則とは別途の作成方法を定めることが必須である。

従って、受益証券発行信託の受益証券については、投資信託財産計算規則や特定目的信託財産計算規則に類する計算規則を定める、特に（一般の）信託の受益権については、現行信託業法等に基づき受益者への交付が義務付けられている書面の記載項目を勘案した計算規則を定める、などの所要の手当てをお願い致したい。

以上